五　内臓の機能障害

７　肝臓機能障害

ア　等級表１級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

（ア）　Child－Pugh分類（注26）の合計点数が７点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む３項目以上が２点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して２回以上続くもの。

（イ）　次の項目（ａ～ｊ）のうち、５項目以上が認められるもの。

a 血清総ビリルビン値が5.0mg/㎗以上

b 血中アンモニア濃度が150㎍/㎗以上

c　 血小板数が50,000/mm3以下

d 原発性肝がん治療の既住

e 特発性細菌性腹膜炎治療の既住

f 胃食道静脈瘤治療の既住

g 現在のＢ型肝炎又はＣ型肝炎ウイルスの持続的感染

h 　１日１時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月７日以上ある

　　i １日に２回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に７日以上ある

j 有痛性筋けいれんが１日に１回以上ある

イ　等級表２級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

（ア） Child－Pugh分類（注26）の合計点数が７点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む３項目以上が２点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して２回以上続くもの。

（イ）　ア（イ）の項目（ａ～ｊ）のうち、aからｇまでの１つを含む３項目以上が認められるもの。

ウ　等級表３級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

（ア）　Child－Pugh分類（注26）の合計点数が７点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して２回以上続くもの。

（イ）　ア（イ）の項目（ａ～ｊ）のうち、aからｇまでの１つを含む３項目以上が認められるもの。

エ　等級表４級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

（ア）　Child－Pugh分類（注26）の合計点数が７点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して２回以上続くもの。

　　　　　（イ）　ア（イ）の項目（ａ～ｊ）のうち、１項目以上が認められるもの。

　　　オ　肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、１級に該当するものとする。

　（注26）Child－Pugh分類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | １点 | ２点 | ３点 |
| 肝性脳症 | なし | 軽度（Ⅰ・Ⅱ） | 昏睡（Ⅲ以上） |
| 腹水 | なし | 軽度 | 中程度 |
| 血清アルブミン値 | 3.5g/㎗超 | 2.8～3.5g/㎗ | 2.8g/㎗未満 |
| プロトロンビン時間 | 70％超 | 40～70％ | 40％未満 |
| 血清総ビリルビン値 | 2.0mg/㎗未満 | 2.0～3.0mg/㎗ | 3.0mg/㎗超 |